

「特別な監視体制」の整備について

1. 目的

- 福島事故後初の再起動となることを踏まえ、万が一事故が発生した場合の緊急対応に万全を期す観点から、特別な監視体制を整備することで、住民の「安全・安心」に万全を期す。

2. 具体的内容

- 経済産業副大臣を責任者とする「常時監視・緊急対応体制」を編成し、大飯原発オフサイトセンターに設置。万が一の事故時には、当該副大臣を原子力災害対策特別措置法に基づく現地対策本部長に充て、即応可能な体制。

(総勢20名程度)

- <構成メンバー>
- ①経済産業副大臣
 - ②原子力安全・保安院(審議官ヘッド、全10名程度)
 - ③関西電力(副社長ヘッド)
 - ④プラントメーカー
 - ⑤学識経験者

※40年以上に亘り原子力安全に向き合ってきた経験、実力を活かし、福井県にも御協力いただきたい。

- <主な機能>
- ・テレビ会議システムを接続しつつ、再起動対応を常時監視。国民への情報提供。
 - ・異常事態に対し、即座に発電所の状況把握、分析を行い、必要な措置を判断。
 - ・原子力緊急事態においては、責任副大臣が現地対策本部長となるとともに、発電所の事故収束対応も実施。

- 各号機の原子炉起動から定格出力までの間など安全上重要な局面においては、経済産業副大臣(大臣政務官を含め交代可)及び原子力安全・保安院の審議官が常駐し、また、検査担当の管理職(統括原子力保安検査官)を派遣。

- それ以外の局面でも、営業運転開始までの間、管理職級の原子力安全統括管理官(若狭担当)が大飯オフサイトセンター又は発電所内に常駐。発電所に派遣する検査要員も4名から8名に倍増。特に熱出力100%到達までは24時間中央制御室で監視。また、原子力安全基盤機構(JNES)からも検査要員を5名派遣。

- 大飯原子力発電所、大飯原発オフサイトセンター、関西電力(原子力事業本部)、原子力安全・保安院との間のテレビ会議システムを常時接続。緊急時には、テレビ会議システムにより官邸と発電所との連絡体制をとる。

※上記は、政府による再起動判断後から、新規規制機関が発足するまでの暫定措置。発足後は、同機関の現地組織が、原子力発電所の安全対策の実施状況や運転状況を常時監視。